

京都大学化学研究所規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第三十二号)

京都大学化学研究所規程(昭和四十一年達示第十九号)の全部を次のように改正する。

京都大学化学研究所規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学化学研究所(以下「化学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 化学研究所は、化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

(所長)

第三条 化学研究所に、所長を置く。

2 所長は、化学研究所の専任又は併任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き三年を超えることができない。

4 所長は、化学研究所の所務を掌理する。

(教授会)

第四条 化学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究系)

第五条 化学研究所の研究系は、次に掲げるとおりとする。

物質創製化学研究系

材料機能化学研究系

生体機能化学研究系

環境物質化学研究系

複合基盤化学研究系

(附属研究施設)

第六条 化学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

先端ビームナノ科学センター

元素科学国際研究センター

バイオインフォマティクスセンター

2 附属の研究施設に長を置き、化学研究所の専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、併任の教授をもって充てること

ができる。

3 附属の研究施設の長の任期は、二年とする。

4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(研究系等の担当)

第七条 研究系及び附属の研究施設は、専任又は併任の教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、専任の教授若しくは助教授又は併任の教授に分担させることができる。

(研究科の教育への協力)

第八条 化学研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

理学研究科

医学研究科

薬学研究科

工学研究科

農学研究科

人間・環境学
研究科

情報学研究科

(事務組織)

第九条 化学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第十条 この規程に定めるもののほか、化学研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する附属の研究施設の長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

4 京都大学化学研究所長候補者選考規程（昭和四十一年達示第二十号）は、廃止する。